

令和5年川崎町「二十歳のつどい」（旧成人式）のお知らせ

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、川崎町では、今までどおり、その年度に20歳を迎えられる方を対象とし、名称を「成人式」から「二十歳のつどい」に変更して実施します。以下のとおりです。

1. 日 時

令和5年1月8日（日） ※「成人の日」の前日

入場受付 12時30分～

式 典 13時～

2. 会 場

川崎町民会館

（川崎町大字田原 804 番地）

3. 対 象

平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方

4. 備 考

川崎町内に住所がある対象者には、12月中に案内状を郵送いたします。町外に住所をおかれている方で、成人式への参加を希望される場合は、下記の連絡先にご連絡ください。氏名、住所等を受付後、案内状を郵送いたします。

（事前に出欠の確認をすることはありませんので、参加される場合は当日、案内状をご持参のうえ、受付に提出してください）

※今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況により、変更や中止、従来とは異なる式典内容等を行う場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ

川崎町役場 総務課庶務係

0947-72-3000 【内線 308】